

令和3年第3回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和3年11月29日 開会

令和3年11月29日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和3年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号から議案第4号までの一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○閉会の宣告	9
○署名議員	11

令和3年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月29日(月)午後 1時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	山野邦明君	総務課長	水出智明君
企画課長	関和夫君	まちづくり 推進課長	酒井文彰君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	水出悟君
税務課長	谷直樹君	農林課長	角田良信君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局長 議係	西巻雅子
議会事務局 主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和3年第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本臨時会には条例4件が付されておりますので、十分にご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願い申し上げます。

また、傍聴席にごございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、傍聴者の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和3年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともにご多忙にもかかわらずご出席を賜り、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、群馬県の警戒レベルも1となり、感染者数も少なくなっている状況でございます。少なくなっているとはいえ、状況を見極めながら、気を緩めることなく対応していきたいと思っております。

さて、本日の臨時会では、人事院勧告による給与改定に関わる条例関係4件を提案させていただくものでございます。慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたしまして、

開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和3年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、4番、高橋弘議員、5番、茂木健司議員、6番、高橋徳樹議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第4号までの一括上程、説明、質疑、自由討議、
討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての計4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けるとともに、群馬県人事委員会の勧告も考慮して、議員、特別職の常勤職員、職員、会計年度任用職員の期末手当を改定するものであります。

まず、職員については、期末手当を年間0.15か月分引き下げる改定案としております。

次に、議員及び特別職の常勤職員については、職員の期末手当水準などを踏まえて、期末手当をそれぞれ年間0.15か月分引き下げる改定案としております。

さらに、会計年度任用職員については、正規職員の水準との均衡を図ることなどを考慮した改定案としております。

詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。よろしくお願いたします。

一括提案させていただきました4本の条例でございますが、人事院勧告に基づきまして期末手当を年間0.15月分引き下げるというものでございます。

期末手当の基準日が12月1日ということから、それに間に合うようにということで、今回、臨時会でお世話になりたいということでございます。

基本の考え方は、今年度分、令和3年度分については、12月期で0.15月分を引き下げ、来年度以降につきましては、6月期と12月期で0.15月分を等分いたしまして、0.075月ずつ引き下げるというものでございます。

そうしたら、最初に議案の第1号でございますが、議員報酬の条例でございます。

新旧対照表をご覧くださいまして、第1条、これにつきましては、今年度分、令和3年度分について100分の212.5を0.15月分引き下げまして、100分の197.5に改定するものでございます。

施行日は12月1日になります。

第2条は、来年度以降について、0.15月分を6月と12月で等分するため、第1条のところで12月1日に施行した100分の197.5を100分の205に、令和4年4月1日に施行をさせるものでございます。

次に、議案の第2号の特別職の条例でございます。

これも新旧対照表をご覧くださいまして、これも先ほどの議員報酬と同じく第1条で今年度分の0.15月分の引下げを12月1日に施行をいたしまして、第2条で来年度以降を6月、12月でそれぞれ0.075月ずつ引下げを行うと、第2条については令和4年4月1日ということでございます。

続きまして、議案第3号になります。

職員のほうでございますが、これも新旧対照表をご覧くださいまして、議員、特別職と同じでございますが、第1条中の改正前の第19条第2項の数字、100分の127.5、これは一般職員を指す数値です。括弧の中の100分の107.5、これは管理職の数値となっております。これをそれぞれ0.15月分を引き下げるということで、改正後は100分の112.5と100分の92.5に改定をするというものでございます。

次の第3項は、再任用職員の期末手当について規定をしているものでございます。

議員、特別職、職員、会計年度任用職員につきましては、0.15月分の引下げとなります。

が、再任用職員につきましては、0.1月分のその引下げを行うということでございます。これは、現行の支給月数、これがほかの職員に比べまして少ないということから、0.1月分ということでございます。

第2条につきましては、議員、特別職と同じく、来年度以降について規定をするものでございます。

続きまして、議案第4号でございますが、第1号会計年度任用職員の改定になります。

第1号というのはパートタイムの職員になります。

会計年度任用職員につきましては、今年度の引下げは見送りまして、来年度以降において6月期と12月期にそれぞれ0.075月分を引き下げていくという改定になります。

今年度の引下げを見送る理由でございますが、会計年度任用職員につきましては、6月期は在職をしていましたけれども、12月期は在職していない。また、これと反対に、6月期は在職していなかったけれども、12月期は在職しているという職員がいます。その辺から会計年度任用職員間の均衡を保つということも必要でありますので、職員により差が出てしまう今年度につきましては改定を見送り、来年度から改定をしていくというものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧くださいまして、来年度以降0.15月分を引き下げることでございますので、6月期と12月期に0.075月ずつ引き下げるというもので、100分の127.5を100分の120に改定するというものでございます。

この施行につきましては、令和4年4月1日ということになります。

なお、このご議決をいただきました場合には、引下げ分の補正予算を今後の議会に上程をしていくということになりますが、申し訳ありませんが、12月定例会につきましては間に合わないということもありまして、3月議会に上程をさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

最初に、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第3回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時18分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 高 橋 弘

署 名 議 員 茂 木 健 司

署 名 議 員 高 橋 徳 樹